

喜多方市新型インフルエンザ等 対策行動計画概要版

**平成 26 年 11 月
喜 多 方 市**

1 計画策定の経緯

- ・平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
 - ⇒ 国、都道府県、市町村等が実施する対策について法的に規定
 - ⇒ 国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付け
 - ⇒ 国、都道府県、市町村対策本部の設置に関し条例事項とすることを規定
- ↓
- ・平成 25 年 6 月「喜多方市新型インフルエンザ等対策本部条例」制定
- ↓
- ・平成 26 年 11 月「喜多方市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
 - 政府及び福島県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における市 の対策の基本的な考え方や、市が実施する主な措置等を示した計画

2 計画の対象とする感染症

新型インフルエンザ

新感染症(感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの)

3 計画案の構成

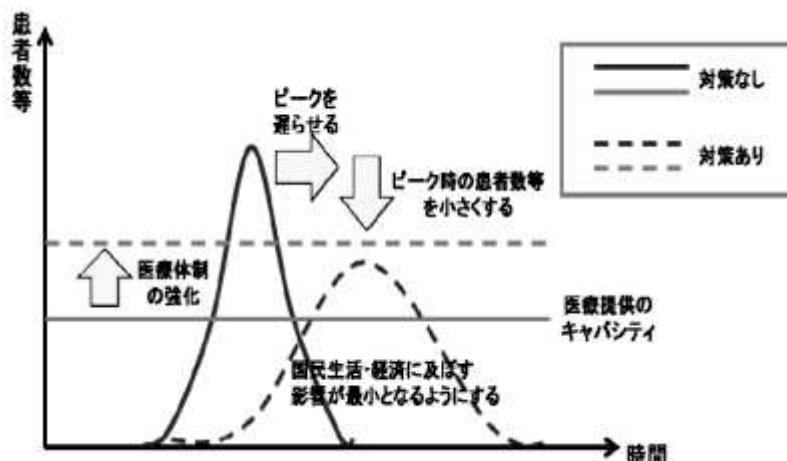
I 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策の主目的及び発生段階に応じた対策の基本的な考え方について、次のとおり記載

【主目的】

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
- ◆ 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする



【発生段階に応じた基本的な考え方】

- ◆ 国内初発が県内や近隣県で発生する可能性も含め対策の前倒し等状況により柔軟に対応

2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

国及び県に準じた算定で、本市での被害想定を記載

3 市行動計画の主要6項目

市行動計画の主目的を達成するための具体的な対策として、「(1) 実施体制」「(2) 情報提供・共有」「(3) まん延防止に関する措置」「(4) 予防接種」「(5) 医療」「(6) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置」の6項目に分けて立案している。

4 対策推進のための役割分担

国、県、市、医療機関、指定地方公共団体、登録業者、一般事業者及び住民の役割について記載

5 発生段階

県に準じ 6 つの発生段階に分類

II 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期(国内発生)
- 4 県(市)内発生早期
- 5 県(市)内感染期
- 6 小康期

主要 6 項目にあげた対策の実施について各論記載

4 計画案の要旨

(1) 対策推進のための役割分担

国	国全体としての体制整備と対応(ワクチン供給、水際対策、まん延防止対策等)
県	法に基づく措置の実施主体として地域医療体制及びワクチン流通体制の確保、まん延防止(個人・事業者の予防対策、外出自粛及び施設使用制限の要請等)に関する的確な判断、市町村及び関係機関との調整、支援等
市	地域住民に対する予防接種(住民接種)の実施、情報提供、住民の生活支援、要援護者への支援等
医療機関	診療継続計画に基づく医療提供の実施 院内感染対策、必要となる医療資器材の確保等
指定地方公共機関	特措法に基づく新型インフルエンザ等対策の実施
登録事業者	特定接種の対象となる事業者(県内の医療機関や、電気、ガス、水道、運送事業者等)で、発生時に最低限の住民生活を維持する点から、その活動を継続する役割を担う(国が登録)
一般事業者	職場における感染予防、感染防止対策の徹底
住民	マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策の実施

(2) 発生段階

国内初発が県内や近隣県で発生する可能性も含め、対策の前倒し等、状況により柔軟に対応するものとする。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期 (国内発生)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態 隣接県の市町村における発生を含む
県(市)内 発生早期	県内又は市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県(市)内感染期	県(市)内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(地域によっては状況が異なる可能性がある) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態 大流行は一旦終息している状態

(3) 発生段階別の市の主な対策と推進体制

※国内初発が県内や近隣県で発生する可能性もあることも含め、対策の前倒し等、状況により柔軟に対応するものとする。

